

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

茅ヶ崎市教育委員会教育長 青 柳 和 富

茅ヶ崎市教育委員会規則第 3 号

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 1 4 年茅ヶ崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

円	円
6, 1 4 3	1 3, 9 7 5
6, 7 0 3	1 5, 2 3 7
7, 0 2 3	1 8, 0 1 6
7, 3 2 6	2 0, 8 6 4
7, 5 7 6	2 2, 5 6 4
7, 7 6 6	2 3, 6 6 6
7, 7 1 1	2 5, 3 5 4
7, 3 4 8	2 6, 1 8 7
6, 1 9 2	2 2, 6 9 4
4, 2 0 0	1 7, 4 8 4
4, 2 0 0	1 3, 9 7 5

を

に改める。

円	円
6, 2 6 0	1 4, 5 9 7
6, 8 7 4	1 6, 1 9 1
7, 1 5 7	1 9, 6 1 0
7, 5 3 4	2 2, 4 9 9
7, 6 9 7	2 4, 0 8 4
8, 0 0 7	2 6, 2 3 8
7, 8 2 1	2 6, 8 6 8

7, 536	27, 949
6, 450	23, 237
4, 400	17, 755
4, 400	14, 597

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。